

【重要】必ずお読みください。

## 平成31年度(2019年度)認証保育所保育料補助金のお知らせ



### ◆ 問い合わせ先・担当

中央区 福祉保健部 子育て支援課 保育運営係

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1

電話：03(3546)5422 FAX：03(3546)2129

### ◆ 本お知らせと申請書類の様式は、区のホームページにも掲載しています。

「中央区役所ホームページ」→「子育て・教育」→「保育園」→「認証保育所」  
→「平成31年度(2019年度)認証保育所保育料の補助」

## 1 事業内容

認可保育園の入所基準を満たし、認証保育所に児童を預けている保護者の方の経済的負担を軽減するため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

## 2 対象者の条件

補助金の交付を受けるためには、以下のすべての条件に該当することが必要です。

- ① 児童及び保護者が、月の初日現在、中央区に住んでいる(住民登録がある)。
- ② 保護者が認証保育所と月極契約を結び、児童が申請月の初日現在、在籍している(一時預かり保育等の利用は対象外)。
- ③ 保護者(契約者)が認証保育所の保育料を滞納することなく支払っている。
- ④ 認証保育所に支払っている基本保育料と、認可保育園に在園した場合の保育料の差額が1万円以上ある。
- ⑤ 保護者が就労等の理由により日中児童の保育を必要とする状況にある(認可保育園の入所基準を満たしている)。

「日中児童の保育を必要とする」とは主に次のような場合をいいます。

- ・働いている(1日4時間以上かつ月12日以上(土日、パートも含む))の就労を常態としている
- ・出産前後である
- ・病気または障害がある
- ・病気または障害がある同居の親族を看護(介護)している

なお、同一住所に保護者以外の方が同居している場合、その方についても上記の状況であることが条件になります。(例:祖父母、保護者のきょうだい)

- ※ 認証保育所に支払っている保育料と認可保育園に在園した場合の保育料の差額が1万円未満の場合、補助金額は0円となります。
- ※ 認証保育所と月極契約をしても、同時に認可保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・公私立幼稚園・家庭的保育事業(保育ママ)・居宅訪問型保育事業を利用している場合は、補助金は支払われません(幼稚園を降園後に、認証保育所に登園する場合など)。

## 3 対象施設

東京都認証保育所(中央区外の施設も含む) ※左記以外の無認可保育施設等は対象外です。

#### 4 補助金額（月額）

認証保育所に支払っている月額保育料【A】と認可保育園に在園した場合の月額保育料【B】の差額に応じて補助金額を決定します（補助金額一覧は3ページをご覧ください）。

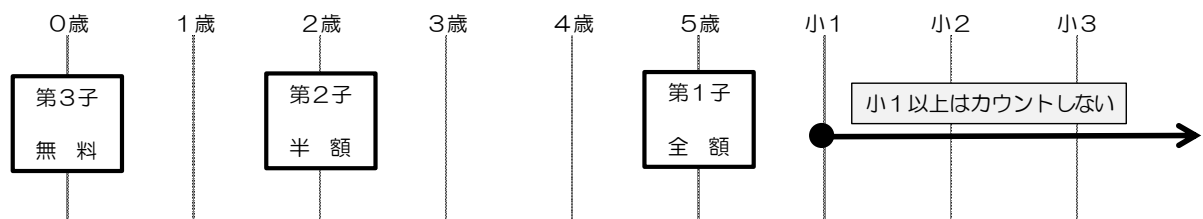
##### 【A】認証保育所に支払っている月額保育料

- ・月の初日時点における**月額基本保育料で、契約時間は月220時間を上限**とします。  
（220時間を超える契約の場合は、**週5日契約や週6日契約等の契約区分ごとに、上限内で最も高い保育料を月額基本保育料【A】とします。**）
- ・入所料、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費等は除きます。
- ・きょうだい<sup>1</sup>在園や休園等で割引を受けている場合は、割引後の金額となります。（割引を受ける資格があるにもかかわらず、割引を受けていない場合も、割引後の金額となります。）

##### 【B】認可保育園に在園した場合の月額保育料

- ・年齢は、**年度の初日の前日の年齢（クラス分けの年齢と同じ考え方）**とします。
- ・認可保育園の保育料についての詳細は「中央区役所ホームページ」→「子育て・教育」→「保育園」→「認可保育所」→「保育園の保育料と算出方法」をご覧ください。

【多子世帯・ひとり親世帯の保育料軽減について】



世帯の状況が下表に該当する場合は、認可保育園に在園した場合の保育料が軽減されます。

世帯の状況	軽減後の保育料
2人以上のお子さんが 保育園等に在籍している世帯	上から数えて2番目のお子さんは半額、 3番目以降のお子さんは無料
保育料階層が D3階層以下の多子世帯	年齢制限無く、 第2子は半額、第3子以降は無料
保育料階層が D4階層以下のひとり親等世帯	年齢制限無く、 第1子は半額、第2子以降は無料

※ 小学校就学前のきょうだいがいる場合は、認可保育園に在園した場合の保育料が軽減される場合がありますので、「中央区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書」の家族の状況欄に、きょうだいの氏名及び入所施設名等を必ず記入してください。

※ 保育料階層がD3階層以下の多子世帯については、保護者と生計が同一であれば、同居していない場合もきょうだいとしてみなします。該当する場合は、区にお問合せください。

※ 婚姻暦のないひとり親（非婚の母または父）世帯についても、税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されたものとみなして認可保育園保育料を算定し、補助額を計算します。該当する場合は、区にお問合せください。なお、所得状況等により、利用者負担額等が変わらない場合や補助対象とならない場合もあります。

## 【 補助金額一覧 】

保育料差額 (【A】 - 【B】)	補助金額 (月額)
10,000円以上 20,000円未満	10,000円
20,000円以上 30,000円未満	20,000円
30,000円以上 40,000円未満	30,000円
40,000円以上 50,000円未満	40,000円
50,000円以上	50,000円

(例1) 2歳未満で**第1子**の児童

- ① 認証保育所の保育料が65,000円、認可保育園の保育料が0円 (B階層) の場合  
 【A】(認証) - 【B】(認可) = 65,000円 ⇒ 補助月額5万円 (上限が5万円のため)
- ② 認証保育所の保育料が65,000円、認可保育園の保育料が34,100円 (D19階層) の場合  
 【A】(認証) - 【B】(認可) = 30,900円 ⇒ 補助月額3万円
- ③ 認証保育所の保育料が65,000円、認可保育園の保育料が64,000円 (D29階層) の場合  
 【A】(認証) - 【B】(認可) = 1,000円 ⇒ 補助月額0円 (差額が1万円未満のため)

(例2) 2歳未満で**第2子**の児童 (認可の保育料が半額になる児童)

- ④ 認証保育所の保育料が65,000円、認可保育園の保育料が17,050円 (D19階層) の場合  
 【A】(認証) - 【B】(認可) = 47,950円 ⇒ 補助月額4万円

## 5 補助対象期間

補助対象の条件に該当し、かつ、認証保育所を利用している期間

## 6 申請方法

下記 (1) 提出先に、(2) 提出期限までに、(3) 必要な提出書類を揃えてご提出ください。

**※ 前年度に保育料補助金を申請した方も含め、全員提出する必要があります。**

(1) 提出先

児童が入所している施設	提出先
区内認証保育所	・ 入所している区内認証保育所
区外認証保育所	・ 中央区役所本庁舎6階 子育て支援課保育運営係 (郵送または持参) ・ 日本橋・月島特別出張所地域活動係 (持参のみ)

※ 区内保育所や出張所にご提出いただいた場合、その場での書類確認は行いません。

※ 書類に関するお問合せは、子育て支援課保育運営係(03-3546-5422)へお願いします。

(2) 提出期限

児童が施設に入所した月	提出期限
平成30年度から継続入所 平成31年4月入所	平成31年4月末
平成31年(2019年)5月～平成32年 (2020年)2月入所	入所した月の月末
平成32年(2020年)3月入所	平成32年(2020年)3月11日(水) <b>【当年度の最終提出期限】</b>

※ 入所月と補助開始月が異なる場合は、**補助対象となる月の月末までにご提出ください。**

※ **年度を越えての申請はできません。**必ず提出期限厳守でお願いいたします。

(3) 提出書類

- ① 中央区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 (4ページへ)
- ② 保護者が日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類 (4～5ページへ)
- ③ 世帯の所得状況を証明する書類 (5～7ページへ)
- ④ 兄弟が幼稚園に在園していることを証明する書類 (7ページへ)

※ ①及び②は、必ず提出してください。

※ ③及び④は、該当する方のみ提出が必要です。該当しているにも関わらず、③の提出がない場合、認可保育園に在園した場合の月額保育料【B】は最高階層 (D29階層) で決定します。また、④の提出がない場合、認可保育園に在園した場合の月額保育料【B】は軽減せずに計算します。

**① 中央区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書**

- ・ 8ページの記入例を参考に記入してください。
- ・ きょうだい申請する場合も、児童1人につき1枚の提出が必要です。なお、申請者は世帯で同じ方 (父または母) に統一してください。
- ・ 年度途中で申請内容に変更が生じた場合は、再度申請書を提出してください。

(例：申請者の変更、他の認証保育所へ転園、退所後に再入所、口座情報の変更等)

**② 保護者が日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類**

- ・ 父母および**65歳未満の同居者についても**、全員分必要です。
- ・ きょうだい申請する場合は、1セットの提出で構いません。

(例：父母及び同居の祖父母がいる場合、それぞれ1枚ずつの計4枚)

- ・ 年度途中で就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに区にご連絡ください。

保護者の事由	必要な書類 (以下、「勤務証明書等」)
仕事をしている (会社勤めの方)	◆ 勤務証明書
仕事をしている (自営業の方) ※親族が代表者の場合も 自営業とみなします。	◆ 勤務証明書 (裏面も必ず記入) ※ 必要に応じて、自営を証明する書類 (請負契約書の写し、直近3か月分の給与明細の写し等) の提出を依頼する場合があります。
これから仕事をする (就職予定)	◆ 勤務証明書 (採用日を必ず記入) 《 <u>採用後に</u> 提出してください》
これから仕事をする (育休から復職予定)	◆ 勤務証明書 (復職日を必ず記入) 《 <u>復職後に</u> 提出してください》
	※ 採用日や復職日が月末近くである場合等で、入所月の月末までに勤務証明書を用意することができないときは、申請書の職業・就学の欄に「○月×日採用 (復職) 予定」と記入して申請書のみ先に提出し、勤務証明書は後日提出してください。
妊娠・出産 (5ページ※1参照)	◇ 母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日のページ) ※ <u>育児休業中は原則補助対象外ですが、特例で補助対象になる場合があります。</u> (⇒ 9ページQ&A5を参照)
疾病等	◇ 医師の診断書 (日中保育できない旨が記載されたもの)
看護・介護 就学 (職業訓練校等)	該当する場合、提出書類の詳細については区にお問合せください。
求職活動 (5ページ※2参照)	◆ 求職活動状況申立書 ◇ ハローワークカード、その他就労支援機関の登録証、求職情報サイトの個人情報登録画面の写し (氏名や住所等が確認できるもの) 等

◆印 … 指定の様式があります。勤務証明書以外の様式は、区役所や区内認証保育所で受け取るか、中央区ホームページ (1ページ参照) からダウンロードしてください。

## 《 勤務証明書等の有効期間について 》

補助金の適正な支給を期するため、勤務証明書等は原則として**年度内2回**ご提出いただきます。勤務証明書等の**有効期間は、発行日から6か月を経過した日の月末まで**となります。**4月から8月の間に発行された勤務証明書等を提出した方は、9月以降の発行日で再度提出**が必要です。  
(提出がない場合、1回目に提出した勤務証明書等の有効期限の翌月以降は、補助対象外となります。)

なお、派遣社員など雇用期間の定めがある場合は、その期間が有効期間となりますので、雇用契約書等の契約期間が分かるものをご提出してください。保育を必要とする理由や就労先が変更となった場合は、その都度勤務証明書等の提出をお願いします。

### 【勤務証明書等の発行日別 有効期限】

年度内1回目		年度内2回目
発行日	有効期限	
4月1日～末日	10月末まで	申請時（年度内1回目）に提出した勤務証明書等が、 <b>4月～8月の発行日のもの</b> ⇒ <b>2回目の提出(9月以降の発行日の勤務証明書等)が必要です。</b>
5月1日～末日	11月末まで	
6月1日～末日	12月末まで	申請時（年度内1回目）に提出した勤務証明書等が、9月以降の発行日のもの ⇒ 年度末まで有効であるため、2回目の提出は不要です。
7月1日～末日	1月末まで	
8月1日～末日	2月末まで	
9月1日～末日	年度末まで有効	
10月1日～末日		
11月1日～末日		
12月1日～末日		
1月1日～末日		
2月1日～末日		
3月1日～末日		

## 《 ※1 妊娠・出産要件について 》

この場合の補助期間は、出産予定月と前後2か月の5か月間です。

(例：6月出産予定の方 ⇒ 4月～8月が補助対象)

## 《 ※2 求職活動要件について 》

この場合の補助期間は、**当該年度内で最大(合計)3か月まで**です。引き続き補助を受けるためには、3か月の間に就職し、勤務証明書を提出してください。

(例：4月から求職している方 ⇒ 4月～6月が補助対象)

## ③ 世帯の所得状況を証明する書類

区が保有する課税賦課情報により確認しますので、**原則として提出は不要**です。

**ただし、平成30年1月1日時点で中央区に住民登録がない場合や、その時点で住民登録はあるが住民税を申告しておらず父または母の扶養に入っていない場合には、「世帯の所得状況を証明する書類」の提出が必要です。(⇒ 詳しくは6ページをご覧ください)**

※ 父母および**生計を同一とする同居者についても**全員分必要です。

※ 平成31年度の認可保育園の入所申込み又は児童手当の申請をしている場合は提出を省略できます。その場合は「課税証明書は認可保育園の入所申込み／児童手当の申請時に提出済み」と書いたメモを同封してください。

## 【 世帯の所得状況を証明する書類 】

認可保育園に在園した場合の月額保育料【B】の算定方法は、以下のとおりです。

- ・平成31年(2019年)4月～8月分の認可保育園保育料⇒平成30年度(2018年度)住民税を基に算出
- ・平成31年(2019年)9月～平成32年(2020年)3月分の認可保育園保育料 ⇒平成31年度(2019年度)住民税を基に算出

### ●平成31年(2019年)4月～8月分の保育料補助金を希望する場合

- i 平成30年(2018年)1月1日現在、中央区に住民登録があり、住民税を申告済みの方  
⇒ 提出不要(区が保有する課税賦課情報により確認します。)
- ii 平成30年(2018年)1月1日現在、中央区に住民登録があるが、住民税を申告しておらず、父または母の扶養に入っていない方  
⇒ 税務課で申告してください。(申告後、区が保有する課税賦課情報により確認します。)
- iii 平成30年(2018年)1月1日現在、中央区に住民登録がない方  
⇒ 下表のいずれかを提出してください。

区分	必要な書類
下記二項目に該当しない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度住民税課税(非課税)証明書(平成30年(2018年)1月1日現在の住所地発行のもの)</li> </ul>
海外からの転入等により日本で課税されていない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年(2017年)1月～12月の年間収入申告書(様式は、区役所や区内認証保育所で受け取るか、中央区ホームページ(1ページ参照)からダウンロードしてください。)</li> <li>・会社発行の給与等支給証明書(外国語で表記されている場合は日本語訳も添付してください。)</li> </ul>
生活保護を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給証明書</li> </ul>

### ●平成31年(2019年)9月～平成32年(2020年)3月分の保育料補助金を希望する場合

- i 平成31年(2019年)1月1日現在、中央区に住民登録があり、住民税を申告済みの方  
⇒ 提出不要(区が保有する課税賦課情報により確認します。)
- ii 平成31年(2019年)1月1日現在、中央区に住民登録があるが、住民税を申告しておらず、父または母の扶養に入っていない方  
⇒ 税務課で申告してください。(申告後、区が保有する課税賦課情報により確認します。)
- iii 平成31年(2019年)1月1日現在、中央区に住民登録がない方  
⇒ 下表のいずれかを提出してください。

区分	必要な書類
下記二項目に該当しない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度住民税課税(非課税)証明書(平成31年(2019年)1月1日現在の住所地発行のもの。平成31年(2019年)6月頃から発行されますので、発行され次第ご提出ください。発行時期は各自自治体へお問合せください。)</li> </ul>
海外からの転入等により日本で課税されていない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年(2018年)1月～12月の年間収入申告書(様式は、区役所や区内認証保育所で受け取るか、中央区ホームページ(1ページ参照)からダウンロードしてください。)</li> <li>・会社発行の給与等支給証明書(外国語で表記されている場合は日本語訳も添付してください。)</li> </ul>
生活保護を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給証明書</li> </ul>

- ※ 父母以外に生計を同一とする同居者についても、所得状況を証明する書類が必要になります。ただし、同居者の生計が別の場合は、**生計別申立書**を提出してください。（様式は、区役所や区内認証保育所で受け取るか、中央区ホームページ（1ページ参照）からダウンロードしてください。）
- ※ このおしらせに記載していないその他の内容は、認可保育園の保育料決定方法に準じます。

**④ 兄姉が幼稚園に在園していることを証明する書類**

児童の兄姉が幼稚園に通っている場合は、**在園証明書**を提出すると、認可保育園に在園した場合の月額保育料【B】が減額され、補助額が変わる場合があります。（様式は、区役所や区内認証保育所で受け取るか、中央区ホームページ（1ページ参照）からダウンロードしてください。）

- ※ **在園証明書が必要となるのは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園です。**移行済みの幼稚園（中央区立幼稚園は移行済）は、在籍状況が区で確認できるため、在園証明書の提出は不要です。移行しているかどうかについては、通っている幼稚園にお問合せください。

**7 補助金の交付**

申請者全員に、補助金交付の可否について審査結果を通知し、対象者に補助金を支給します。

**【 補助金交付スケジュール 】**

支給期	対象月	決定通知時期	振込予定時期
第1期	4・5・6・7月	8月下旬	9月中旬
第2期	8・9・10・11月	12月下旬	1月下旬
第3期	12・1・2・3月	4月中旬	4月下旬

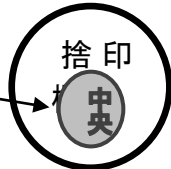
- <審査> 申請書類をもとに受給資格を審査します。資格条件を満たしている場合には、認可保育園に在園した場合の月額保育料【B】を算定し、認証保育所に支払っている月額保育料【A】との差額を計算して、毎月の補助金額を決定します。
- <通知> **上表の決定通知時期に、補助金交付の可否、認可保育園に在園した場合の月額保育料及び補助金額の通知書を送付します。**（区内の保育所に通っている場合は、保育所を通じて配布します。区外の保育所に通っている場合や既に退所した場合は、自宅に郵送します。）
- <振込> 原則、補助金は上表の振込予定時期（4か月ごと・年3回）に口座に振り込みます。

**8 その他確認事項**

- ① 補助金の交付が決定されても、**差額が1万円未満となる月は対象外です。**
- ② 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。
- ③ **認証保育所保育料補助金は、所得税法上の雑所得となりますので、申告が必要です。**申告方法については、お住まいの地域の税務署にお問合せください。住民税の申告についてのご質問は、お住まいの区市町村の税務担当課（中央区の場合は総務部税務課）へお問合せください。
- ④ **申請書提出後に、世帯構成等の変更（同居者が増減した、児童のきょうだいが保育園に入所した等）、就労状況等の変更（仕事を辞めた／転職した、産休に入る等）、課税状況の変更（税の修正申告をした等）が生じた場合にはご連絡ください。**

# 記入例

押印は全部で2カ所あります。漏れがあった場合は不備となります。朱肉を使った印鑑を使用してください。



※ご記入の際に、修正テープや修正ペン、消えるボールペンは使用しないでください。訂正する場合は、訂正印を押してください。

携帯電話など連絡のつきやすい番号をご記入ください。

平成31年度(2019年度)分を初めて申請する場合→新規  
※年度ごとに申請が必要となります。

保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書

申請日 平成31(2019)年 4月 25日

申請者(保護者) \_\_\_\_\_

住所 〒104-8404 中央区 築地1-1-1 ハイソ○○○123号室

フリガナ ちゅうおう はなこ

氏名 中央 花子

電話 父 XXX (XXXX) XXXX  
母 XXX (XXXX) XXXX

届出事由  新規  変更

不備連絡の際の優先順位を【1】にご記入ください。  
【2】  
【1】

中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、中央区認証保育所等保育料補助金の交付を申請します。なお、補助金交付に係る審査に際しては、次の事項に同意します。

- 1 所得に関する情報を公募等で確認すること。
- 2 認可保育所の入所申込の際に添付した保育所入所申込書添付資料を利用すること(認可保育所入所申込者の場合)。
- 3 交付決定された補助金の請求手続を、中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱第7条の2に規定する子育て支援課長に委任すること。
- 4 児童の入所する施設に対し、在籍及び保育料納入状況を確認すること。
- 5 補助金の交付決定を受けた年度が終了したとき、保育料支払報告書を提出しなかった場合、区長が保育所からの保育料納入状況の確認書類に基づき補助金の額を確定すること。
- 6 対象児童の入所施設情報をきょうだいの認可保育所保育料の決定に利用すること。

入所料、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費等を除いた月額基本保育料を記入してください。

対象児童	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	性別	保育園	月額	時間
認可保育園の申込み	ちゅうおう さぶろう 中央 三郎	平成29年 4月 15日	2	男	○○○保育園 (入所日:平成30年 10月 1日)	60,000 円	220 時間

家族の状況(申請者も記入してください。家族以外で同居している方も記入してください。)

氏名	続柄	性別	年齢	職業	住所
ちゅうおう たろう 中央 太郎	父	男	45歳 昭和48年 5月 7日	会社員	山形県東根市△△1-1-1(単身赴任) (平成28年 8月 1日~)
ちゅうおう はなこ 中央 花子	母	女	37歳 昭和56年 7月 22日	求職中	( 年 月 日 ~ )
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	兄	男	10歳 平成20年 12月 5日	小学生	( 年 月 日 ~ )
ちゅうおう しろう 中央 次郎	兄	男	4歳 平成27年 2月 28日	なし	×××幼稚園 (平成30年 4月 1日~)
つしま ゆきこ 月島 雪子	叔母	女	35歳	白帯	( 年 月 日 ~ )

父母のどちらかが別居等で申請者と住所が異なる場合は、住所を記入してください。(申請者は中央区民である必要があります。)

きょうだい幼稚園、幼稚園、その他保育所等に入所している場合は、

65歳未満の同居者がいる場合、  
証明書類(勤務証明書等)の提出が必要です。  
同居者の年齢を問わず、生計が別の場合は、

※1 申請者及び世帯員の氏名は本人が自署してください。ただし、世帯長を名指しで記載してください。

※ 金融機関名・支店名及び各コードは、通帳等を確認し正確に記入してください。

※由請者本人の口座に!

中央区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書

※この振込口座の情報は、以下のすべての振り込みに使用することに同意する。  同意する。  同意しない。

振込先 金融機関	銀行	信用金庫	信用組合	農協	本店	支店	出張所	口座種別(該当番号に○)	口座番号									
	中央	築地	0	1	2	3	1	2	3	① 普通	2 当座	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ) 口座名義人 (申請者と同一に限る)	ちゅうおう はなこ 中央 花子																	

※インターネット銀行はご利用になれませんのでご注意ください。

区記入欄(記入しないでください)



## ～ 認証保育所保育料補助金 Q&A ～

### ◆ 児童が在籍している保育所について

Q 1 中央区外の認証保育所に入所しています。補助の対象になりますか。

A 1 区外の認証保育所も対象となります。中央区民が区外の保育所に入所すると、保育所から区にその旨連絡が来ますので、申請書類一式（本おしらせ）をご自宅あてに直接郵送します。提出方法については3ページをご覧ください。

### ◆ 申請書類の提出について

Q 2 入所時に一度申請をすれば、退所まで補助してもらえるのですか。

A 2 **前年度から継続して入所する場合でも、毎年度1回の申請が必要です。**ただし、勤務証明書等については年度内で2回提出が必要です。勤務証明書等の提出時期については5ページをご覧ください。また、**年度を越えての申請はできませんので、必ず提出期限までにご提出ください。**

### ◆ 申請書を提出した後の通知について

Q 3 申請書を提出後、補助の対象となった場合、振込通知はありますか。また、補助金の振込金額と振込日はいつわかりますか。

A 3 受給資格審査の結果、**補助対象**となった方には、各支給期の決定通知時期に「中央区認証保育所等保育料補助金交付決定通知書」を送付します。あわせて送付する「中央区認証保育所等保育料補助金額決定通知書」の中で、振込予定金額と振込予定日をお知らせします。

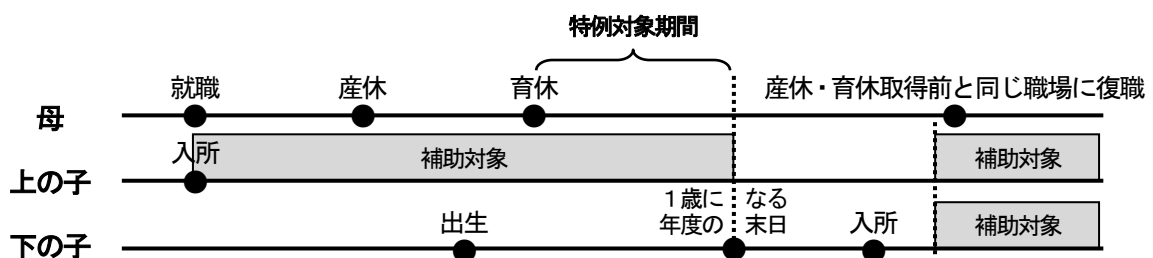
Q 4 補助の対象外だった場合、連絡はありますか。

A 4 受給資格審査の結果、**補助対象外**となった方には、各支給期の決定通知時期に「中央区認証保育所等保育料補助金不交付決定通知書」を送付します。その後、認証保育所の月極契約のコース（月額基本保育料・保育時間数）を変更したことにより、認可保育園に在園した場合の保育料との差額が10,000円以上となった場合は補助対象となりますので、該当すると思われる場合は区にお問合せください。

### ◆ 育児休業中でも補助が受けられる場合について

Q 5 育児休業中でも補助を受けられる場合はありますか。

A 5 あります。特例として、第2子以降の産休後に育児休業を取得する場合に、「勤務証明書（特記事項欄に育児休業取得期間の記載があるもの）」を提出したときは、上の子について、**最大で育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで**保育料補助の継続を認めています。**ただし、この特例が認められるのは、もとの勤務先に復職予定で、産休を取得し始める日の前日から上の子が継続して認証保育所に在籍している場合に限りです。**なお、復職後は、復職月中に再度勤務証明書をご提出ください。また、育児休業を延長した場合、その期間の補助を受けるためには、延長後の「勤務証明書（特記事項欄に育児休業取得期間の記載があるもの）」の提出が必要です。なお、育児休業中に疾病・介護等その他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



※例 下の子が平成30年9月1日に生まれた場合、上の子については平成32年(2020年)3月31日まで補助対象。

◆ 認可保育園に在園した場合の保育料について

Q6 認可保育園に在園した場合の保育料がいくらになるのかわかりません。

A6 認可保育園の保育料は住民税を基に決定します。具体的な金額や計算方法については、「中央区役所ホームページ」→「子育て・教育」→「保育園」→「認可保育所」→「保育園の保育料と算出方法」をご覧ください。なお、決定した保育料は、各支給期の前に送付する「中央区認証保育所等保育料補助金額決定通知書」でお知らせします。

Q7 申請書を提出した以降に、住民税の修正申告・更正がありました。何か影響はありますか。

A7 認可保育園に在園した場合の保育料が変更になる場合があり、それにともない、補助金額が変わる可能性がありますので、速やかに区へご連絡ください。

◆ 仕事を辞めた／転職したとき

Q8 補助を受けている途中で仕事を辞めた場合はどうなりますか。

A8 就労等により日中児童の保育を必要とする状況にあることが補助の条件になっていますので、**仕事を辞めた場合は補助対象外**になります。求職要件に切り替える場合、求職要件の証明書類を提出いただければ、当該年度内で最大(合計)3か月まで補助されますので速やかに区へご連絡ください。

Q9 補助を受けている途中で転職した場合は、何か手続きが必要ですか。

A9 新しい勤務先で勤務証明書を発行してもらい、提出してください。

◆ 中央区に転入／中央区から転出するとき

Q10 中央区に最近転入してきました。いつから補助金の対象となりますか。

A10 **住民登録が月の初日(1日)の場合は当月から、2日以降の場合は翌月から、補助対象**となります。また、申請時に住民税課税(非課税)証明書の提出が必要です。詳細は6ページをご覧ください。

Q11 中央区外へ転出します。引き続き補助金を受けられますか。

A11 住民登録が中央区外になると、**住民登録が月の初日(1日)の場合は当月から、2日以降の場合は翌月から、補助対象外**となります。

◆ 月の途中で入所／退所したとき

Q12 月の途中で入所した場合、いつから補助金の対象となりますか。

A12 **月の初日(1日)に対象施設に在籍している児童が補助対象**となりますので、入所月の翌月からの補助となります。入所月のうちに申請はできますが、当月分は補助されません。

Q13 月の途中で退所した場合、その月の補助金は受けられますか。

A13 **月極契約をし、月の初日に在籍し、保育料を支払っている場合**は、当月分までは補助されます。

◆ 月極契約のコースを変更したとき

Q14 申請書を提出した以後に、月極契約のコース(月額基本保育料・保育時間数)を変更しました。区に連絡する必要はありますか。

A14 利用状況(月額基本保育料・保育時間数)は、施設を通じて随時確認していますので、区に連絡いただく必要はありません。ただし、Q&A4に該当する場合はご連絡ください。

◆ 転園するとき

Q15 (住民登録は中央区のままで) 他の施設に転園します。区に連絡する必要はありますか。

A15 転園先の施設によって、下記のとおりご対応ください。

- 他の認証保育所 ⇒ 引き続き補助を受けるためには、申請書を再度提出してください。
- 認可保育園や幼稚園等 ⇒ 補助対象外となります。区に連絡は不要です。